

# クリエイイト通信

2010年  
5月号

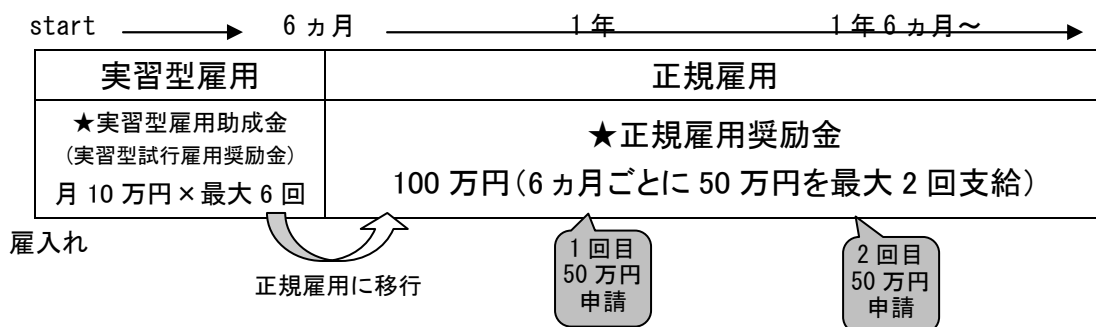
大阪市西区西本町 1-13-38  
西本町新興産ビル 7F  
クリエイイトオフィス 深田  
社会保険労務士 深田 美代子  
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505  
<http://www.create-f.jp/>

## 【実習型雇用の助成金】

今年4月より既存の助成金を組み合わせた新たな雇入れの助成金が創設されました。

これはまず原則6ヵ月間の有期雇用として職安から紹介される人材を、実習等を含めて計画した実施計画書を提出し試行的に雇用した場合に、1ヵ月単位で月額10万円を最大6ヶ月支給されるものです。

その後、実習型雇用終了後1ヵ月以内に対象者を正社員として雇入れ、一定期間雇用が継続した場合に、1人あたり最大100万円支給されるという2つの助成金が組み合わされたものです。



### 《申請の流れ》

- ① 職安へ実習型雇用のための求人を申込み
- ② 職安から実習型雇用に応募した求職者の紹介を受ける
- ③ 面接・採用の決定
- ④ 実習型雇用の開始（原則6ヵ月間）
- ⑤ 実習型雇用終了後に正規雇用へ移行。同時に実習型雇用助成金の申請をする
- ⑥ 正規雇用へ移行し6ヵ月後と1年後に正規雇用奨励金を申請する

へえ～、人ひとり雇うと160万円も支給されるんや～！と思ってしまうんですが、注意点もあります。

この助成金を申請するには事前に職安へ「実習型雇用のための求人票」を申込み、その上で職安が適当だと選んだ求職者が紹介されます。この場合、実習型雇用なので職種の未経験者から優先に紹介されます。もちろん面接して断ることもできます。

また、実習型雇用時から労働時間が最低週30H以上必要なので、当初から社会保険と雇用保険への加入が必要になります。その他受給するための諸条件はありますが、雇入れの予定がある企業は一度ご検討下さい。